

令和7年度 尾花沢市障害者就労施設等からの物品及び役務等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務等の調達の推進を図るため、基本的な方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての組織（市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、教育委員会事務局。以下「各課等」という。）が発注する物品及び役務等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、市内に住所を有し、法第2条に規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 生活介護事業所 障害者支援施設新生園
- (2) 地域活動支援センター 特定非営利活動法人はながさ地域活動支援センター
- (3) 就労支援センターすまいるわーく

4 調達対象物品及び役務等

本市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務等は、次表に掲げるものを参考とする。

区 分	内 容
物品	事務用品、手工芸品、飲食料品、小物雑貨、薪、印刷物 等
役務等	清掃・施設管理、その他の軽作業 等

5 令和7年度調達目標

調達の目標額は、前年度の調達実績を上回る額とする。

6 推進方法

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を全市に周知し、調達の推進を図る。
- (2) 各課等は、障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 各課等は、障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品及び役務等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

7 公表等

福祉課は、毎年度、調達実績を市ホームページで公開するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

8 その他

- (1) 市は、6の規定による障害者就労施設等からの調達の推進に加え、市の庁舎内での展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、障害者就労施設等の物品の販売機会の確保に努める。
- (2) 市が事務局を務める各種団体についても法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。